

令和4年度第2次補正予算に係る個別公共事業の評価書（その3）

令和4年12月8日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日最終変更）に基づき、個別公共事業（補助事業等）についての新規事業採択時評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和4年度第2次補正予算に係る評価として、補助事業等について、新規事業採択時評価2件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
小笠原諸島振興開発事業	評価対象事業について、基本的要件(民間事業者による十分な整備が見込めないこと、ニーズに適合していること等)を全て満たしていることを必須条件として、右の基準のいずれかを満足するか評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・シビルミニマムとして必要 ・村内自己完結性を確保 ・リダンダンシーを確保 ・帰島者の定着、生活安定に必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都小笠原支庁管内概要 	国土政策局

令和4年度第2次補正予算に係る新規事業採択時評価について

【その他施設費】

事業区分	新規事業採択箇所数
小笠原諸島振興開発事業	2
合計	2

総計	2
----	---

令和4年度第2次補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

別添3

【その他施設費】

【小笠原諸島振興開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
漁港整備（二見漁港沖 突堤整備） 東京都	2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「小笠原諸島振興開発に関する総合的な調査委員会」により評価手法を検討の上、策定した「小笠原諸島振興開発事業 事業評価マニュアル」（平成14年3月）に基づき評価を実施したところ、本事業は、基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致し、事業採択の妥当性にかかる検討項目・定量目標の設定の検討も行われていると判断できる。 ・漁港整備事業は、漁港漁場整備法第4条により、国、地方公共団体または水産業協同組合が実施することが規定されているところ、小笠原島漁業協同組合は財政基盤が脆弱であるため、民間等の事業者による十分な整備が見込めない。また二見漁港は、父島唯一の漁港であり、本漁港を継続して維持・整備していくことは、村民のみならず国民全体への水産物の供給に寄与することであり、本漁港を継続して維持・整備していくことは、国民・住民ニーズに十分適合している。事業の実施においては自然環境に悪影響を与えないよう配慮され、小笠原諸島の厳しい自然環境下でも適正に機能するよう配慮されていることから、基本的要件の全てを満たすものである。 ・外郭施設は、漁港施設並びに船舶を来襲する波浪から守るためのもので、漁業活動の安全の確保や漁業従事者の財産を護るために必要であることから、シビルミニマムとして必要である。 	国土政策局 特別地域振興官 (特別地域振興官 宮本貴章)
自然公園（保護増殖施設整備） 東京都	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・「小笠原諸島振興開発に関する総合的な調査委員会」により評価手法を検討の上、策定した「小笠原諸島振興開発事業 事業評価マニュアル」（平成14年3月）に基づき評価を実施したところ、本事業は、基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致し、事業採択の妥当性にかかる検討項目・定量目標の設定の検討も行われていると判断できる。 ・本事業は、種の保存法第2条第1項及び第2項に基づき、行政が主体となって行う事業であり、希少種の保護増殖という収益が見込めない事業であるため、民間等の事業者による整備は見込めない。また、貴重な自然環境は、日本国民にとって重要な財産であることから国民・住民ニーズに十分に適合しており、事業の実施においては自然環境に悪影響を与えないよう配慮され、小笠原諸島の厳しい自然環境下でも適正に機能するよう配慮されていることから、基本的要件の全てを満たすものである。 ・本事業は種の保存法に基づく事業であり、小笠原固有の生態系維持の観点からシビルミニマムとして必要な事業である。 ・オガサワラカワラヒワは母島列島のみで生息し、同じ環境での保護増殖が求められていることから周辺自治体との連携による広域的な整備は望めないため、村内だけで必要な機能を確保するものであり、村内自己完結性を確保するものである。 	国土政策局 特別地域振興官 (特別地域振興官 宮本貴章)